

「指定通所介護」

「指定介護予防通所介護相当サービス」「指定通所型サービス A」

デイサービスセンター竜雲舜虹苑 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
3770100489 号/37A0102900 号（通所型サービス A）

当事業所はご契約者に対して指定通所介護、指定介護予防通所介護相当サービス、指定通所型サービス A を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定又は要介護認定の結果「要支援」「要介護」、総合事業については「事業対象者」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の配置状況.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 苦情の受付について.....	5
7. 事故発生時の対応.....	5
8. 非常災害対策.....	6
9. 身体拘束等の禁止.....	6
10. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等.....	6

1. 事業者

設置者の名称	社会福祉法人 竜雲学園
所在地	高松市仏生山町甲 3 2 1 5 番地
代表者氏名	理事長 田代 健
電話番号	0 8 7—8 8 9—0 7 2 4
設立年月日	昭和 4 0 年 3 月 3 0 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
平成 12 年 1 月 20 日指定 高松市指定 3770100489 号
指定介護予防通所介護相当サービス事業所
平成 30 年 4 月 1 日指定 高松市指定 3770100489 号
指定通所型サービス A 事業所
令和元年 10 月 1 日指定 高松市指定 37A0102900 号

※当事業所は特別養護老人ホーム竜雲舜虹苑に併設されています。

(2) 事業所の目的

利用者に対し、要支援状態の心身の特性を踏まえて、あるいは要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター竜雲舜虹苑
- (4) 事業所の所在地 香川県高松市仏生山町甲3100番2
- (5) 電話番号 087-888-5800
- (6) 管理者氏名 管理者 川原 江美
- (7) 当事業所の運営方針

利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族及び地域との交流を目指すことを運営の基本方針とする。

- (8) 開設（サービス開始）年月日 平成5年10月1日
- (9) 利用定員 25名（通所介護・介護予防通所介護相当サービス・通所型サービスA）
- (10) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

〔居宅介護支援〕	平成11年9月26日指定	高松市 3770100141号
〔短期入所生活介護：定員22名〕	平成12年1月20日指定	高松市 3770100497号
〔介護予防短期入所生活介護〕	平成30年10月1日指定	高松市 3770100497号
〔介護老人福祉施設：定員50名〕	平成12年4月1日指定	高松市 3770100497号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 高松市
- (2) 営業日及び営業時間

○通所介護・介護予防通所介護相当サービス・通所型サービスA

営業日	月～土で1/1～3と12/30～31を除く日
受付時間	月～土 8:30～17:30
サービス提供時間	月～土 10:00～16:00

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護及び指定介護予防通所介護、指定介護予防通所介護相当サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種 名	人 数		職 務 内 容
	常勤換算	指定基準	
管理者 (兼務)	1名(兼務)	1名(兼務可)	センターの管理者として、その業務を統括する。
生活相談員	1名以上	1日1名 (兼務あり)	利用者の利用計画の作成、生活相談業務及び事務処理にあたる。また、介護計画の作成及び市町村、居宅介護支援事業者、その他各事業者との連絡、調整に当たる。
看護職員	1名以上	1日1名	利用者の看護、生活の世話、診療の補助、保健衛生
介護職員	3名以上	1日3名	利用者の介護、日常生活上の世話、レクリエーション等の提供に当たる。

栄養士	1名(兼務)	1名 (兼務あり)	栄養士は、献立の作成、栄養量計算、給食記録、調理員の指導等給食業務に当たる。
機能訓練指導員	1名 (看護師と兼務)	1名 (兼務あり)	機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に当たる。
調理員	委託業者による給食		
計	8名	8名	

〈主な職種の勤務体制〉

職種	時間	勤務時間
生活相談員		8：00～17：00 8：30～17：30 9：00～18：00 原則として1名の生活相談員が勤務します。
看護職員		8：30～17：30 ☆原則として1名以上の看護職員が勤務します。
介護職員		8：00～17：00 8：30～17：30 9：00～18：00 ☆原則として4名以上の介護職員が勤務します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の基準サービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割～7割）が介護保険から給付されます。

☆加算対象サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容については、介護予防サービス計画又は居宅サービス計画、又は介護予防ケアマネジメント（以下ケアプランと呼ぶ）に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画又は介護予防通所介護相当サービス計画・通所型サービスA介護計画（以下個別計画と呼ぶ）に定めます。

〈サービスの概要〉

① 食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

② 排泄

- ・ご契約者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

③ 送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の1～3割を追加料金としてご負担いただきます。

① 入浴

- ・ご契約者の希望により、入浴又は清拭を行います。浴室は、リフト浴を兼ね備え、どなた様にも対応できます。(通所介護は1回あたり、介護予防通所介護相当は加算されません。)

〈サービス利用料金(通所介護・通所型サービス Aは1回あたり・

介護予防通所介護相当サービスは1月あたり)〉(契約書第7条/三者契約書第8条参照)

サービスについて、その内容と平常の時間帯での料金は別表1の通りです。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の基準外のサービス(契約書第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② 食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：1回あたり650円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第7条/三者契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金払い
月～金の9:00～16:00
イ. 指定口座への振込み
百十四銀行仏生山支店 普通預金 0608706
ウ. 金融機関口座からの引き落とし
ご利用できる金融機関：指定は特にありません

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第8条/三者契約書第9条参照)

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- 月のサービス利用日や回数については、契約者の状態の変化、ケアプランに位置付けられた目標の達成度を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の介護サービス利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

- 介護予防通所介護相当サービスにおいて、ご契約者の体調不良や状態の改善により個別計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は個別計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。
- ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、個別計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、ケアプランの変更又は要介護、要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。
- 介護予防通所介護相当サービスにおいて、月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第 22 条／三者契約書 23 条参照）

(1) 苦情解決責任者 川原 江美（管理者）

(2) 苦情受付担当者 中村 裕美子（主任生活相談員）

(3) 第三者委員

① 司法書士 岡田 浩司〔連絡先 0 8 7 - 8 8 9 - 8 0 7 0〕

② 仏生山コミュニティセンター
センター長 十河 寛敬〔連絡先 0 8 7 - 8 8 9 - 0 8 4 8〕

(4) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。また、苦情箱を特養棟 1 階事務所前カウンターに設置しています。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

④ 行政機関・その他苦情受付機関

本事業者で解決できない苦情は、下記にも申し立てることができます。

高松市役所 介護保険課	所在地	高松市番町 1 丁目 8 番 1 5 号
	電話番号	0 8 7 - 8 3 9 - 2 3 2 6
	F A X	0 8 7 - 8 3 9 - 2 3 3 7
香川県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地	高松市番町 1 丁目 1 0 番 3 5 号
	電話番号	0 8 7 - 8 6 1 - 0 5 4 5
	F A X	0 8 7 - 8 6 1 - 2 6 6 4

7. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合には、その原因を分析し、市町村等の関係機関、利用者及びその家族に対して速やかに報告を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

- (2) 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。
- (3) 万一の事故に備えて「賠償補償共済制度」に加入しています。
- (4) その他
 - ① 市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、助言に従って必要な改善を行います。
 - ② 国民健康保険団体連合会が行う調査についても上記と同様します。
 - ③ 利用者から契約解除の申し出があった場合は、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定サービス事業者等の紹介を行います。
 - ④ ケアプランの変更の場合には、速やかに対応します。

8. 非常災害対策

- (1) 非常時の対応
 - 別途定める防災マニュアルに則り対応を行います。
- (2) 避難訓練
 - 別途定める消防計画に則り年3回の避難訓練を行います。

9. 身体拘束等の禁止

当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を、利用者及びその家族に説明し、必要な措置を行います。

10. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

①	アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組み	あり
②	第三者による評価の実施状況	なし

令和 年 月 日

指定通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービス・指定通所型サービス A の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター竜雲舜虹苑

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービス・指定通所型サービス A の提供開始に同意しました。

〒

契約者住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条及び第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のため作成したものです。

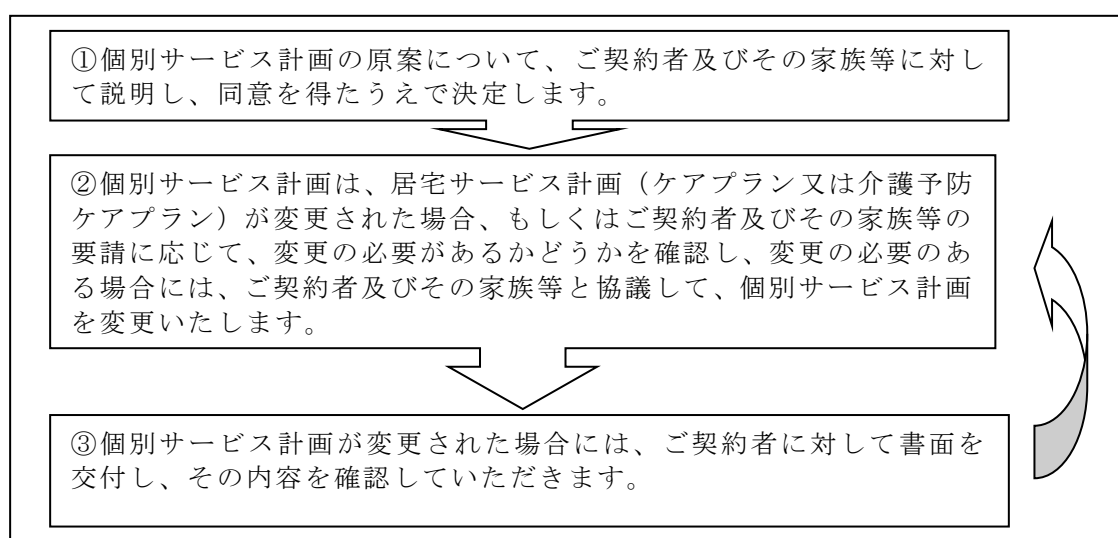
〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

敷 地	4 8 9 2 . 8 2 m ²	
建 物	構 造	耐火構造
	建物面積	2 8 0 8 . 8 2 m ²
	利用定員	7 2 名 (内短期入所 2 2 名)

2. 契約締結からサービス提供の流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、ケアプランがある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る個別計画に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第 3 条参照)

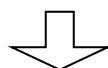


(2) ご契約者に係るケアプランが作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要支援認定又は要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い)

ケアプランの作成



- 作成されたケアプランに沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要支援認定又は要介護認定を受けていない場合

- 要支援認定又は要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払）

要支援又は要介護と認定された場合

自立と認定された場合

ケアプランを作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

- 作成されたケアプランに沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

3. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

（三者契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その

他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

サービス担当者会議など、ご契約者に係る他の介護支援専門員又は介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、ご契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

4. サービス利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- ・施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

当事業所の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

5. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条/三者契約書第 14 条、第 15 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 20 条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要支援認定又は要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

(三者契約書第 18 条、第 19 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②ご契約者が入院された場合（一部解約はできません。）③ご契約者の「ケアプラン」が変更された場合（一部解約はできません。）④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条/三者契約書第 20 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|

(3) 契約の一部が解約又は解除された場合（契約書第 20 条/三者契約書第 21 条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約終了に伴う援助（契約書第 16 条/三者契約書第 17 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。